

## 仕 様 書

### 1 業務の名称

退職給付債務計算業務

### 2 業務の内容

発注者が提供する資料、データに基づき、公益社団法人日本アクチュアリー会及び公益社団法人日本年金数理人会の定める「退職給付会計に係る数理実務基準」及び「退職給付会計に関する実務ガイドダンス」に則って評価した結果を評価報告書（補正計算後の数値を含む。）として作成、提出するとともに会計処理に関する助言を行う。

本業務の履行に当たり、受注者に対し、発注者が定める様式にて次のデータを提供する。

- イ 独立行政法人都市再生機構確定給付企業年金規約
- ロ 独立行政法人都市再生機構職員退職手当規程
- ハ 加入者データ（約 3,200 人・件）
- ニ 受給権者データ（約 3,900 人・5900 件）
- ホ 退職者データ（約 1200 件（過去 5 年度分））
- ヘ 年金財政データ

※ハ、～への項目については、別表のとおり

なお、本業務については、以下の事項を含むものとする。

#### (1) 評価の適正の確認

本業務が適正な数理計算に則って評価されていることを確認するために、受注者が発注者の監査人に対して「年金数理に関する確認書」を提出すること。

#### (2) 内部統制の有効性の評価

本業務に関する内部統制の有効性を評価するために、受注者が発注者に対して国際保証業務基準 3402（ISAE3402）又は米国保証業務基準書第 18 号（SSAE18）、日本公認会計士協会による監査・保証実務委員会実務指針第 86 号に基づく「内部統制のデザインの適切性及び運用状況の有効性等に関する保証報告書」を提出すること。

#### (3) 期末割引率に応じた退職給付債務額の再評価

期末割引率に応じた退職給付債務額の可及的速やかな再評価、及び当該再評価による影響額の事前の推計が可能となるように、受注者は、発注者に対して割引率のみが可変要素となる退職給付債務計算ソフトを提出すること。

#### (4) 会計処理に関する情報提供

各期末決算時点における会計処理に関して、委託者から計算結果等について照会があったときは、受託者は必要な情報提供を行うこと。

なお、照会及び回答は適宜、口頭又は書面により行うものとする。

### 3 納入期限

令和3年度分成果 令和4年4月13日

令和4年度分成果 令和5年4月13日

令和5年度分成果 令和6年4月12日

上記期限に関わらず、2(4)に定める会計処理に関する助言は、当該成果に対応する各年度についての財務諸表承認日(独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号)第38条第1項による同項の財務諸表の承認の日をいう。)まで求める場合がある。

### 4 納入場所

独立行政法人都市再生機構 本社人事部職員課

### 5 成果物

書面3部及び電磁媒体(CD-R)1枚

### 6 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

### 7 その他

- (1) 本業務の関して取り扱う情報は、漏えい及び滅失並びにき損の防止その他の適切な管理に必要な措置を実施しなければならない。
- (2) 成果物に関しては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」(平成12年法律第100号)に適合すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項は、発注者の担当者と協議し、その指示に従うこと。

以上

別表

提供データ

データの種類	項目
加入者データ	性別、生年月日、入社年月日、加入年月日、本給等の月額、加入者非負担掛金元利合計額、加入者負担掛金元利合計額、旧基金基本上乗せ相当年金額
受給権者データ (受給者及び待期者データ)	性別、生年月日、加算区分・年金識別区分、支給開始年月、支給終了年月、保証終了年月、年金額（月額換算）
退職者データ (退職率算定用データ)	性別、生年月日、入社年月日、退職年月日、退職時の本給等の額、退職事由
年金財政データ (会計処理用データ)	年間給付額（退職一時金制度及び確定給付企業年金制度）、年間掛金拠出額、期末時点年金資産残高

- 1 算定の過程で他の項目が必要となる場合は、受注者は発注者に対し申し出ることができる。
- 2 受注者の計算に当たり必要となるデータ加工は受注者が実施するものとする。
- 3 加入者データ、受給権者データ及び退職者データについては、例年11月下旬に提供している。  
年金財政データについては、例年4月中旬に提供している。
- 4 計算に使用する基礎率（予想昇給指数、予定退職率 等）の直近の見直しは、平成30年10月に実施している。